三　軽油のタンクの容量が十六キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること		
及び		
徳島県のうち美馬郡のうちつるぎ町	同時に給油することができる自動車の数が二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が五キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
及び		
徳島県のうち三好郡のうち東みよし町	同時に給油することができる自動車の数が七以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
及び		
高知県のうち室戸市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
及び		
高知県のうち南国市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
及び		
広島県のうち三原市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
及び		
広島県のうち大竹市	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十六キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が四キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
及び		
山口県のうち長門市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
及び		
徳島県のうち阿波市	同時に給油することができる自動車の数が十二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
及び		
徳島県のうち海部郡のうち海陽町	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上